

第 13 回官業民営化等 WG・第 22 回生活・ビジネスインフラ WG(環境分野) 議事録
(総務省ヒアリング)

- 1 . 日時：平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日 (月) 10:30 ~ 11:15
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室
- 3 . 項目：日本消防検定協会、危険物保安技術協会
- 4 . 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、原主査、大橋専門委員、福井専門委員

○総務省

消防庁 予防課	課長	寺村 映
消防庁 危険物保安室	室長	梅原 直

○鈴木主査 どうも、お待たせして大変恐縮です。それでは、総務省から「日本消防検定協会、危険物保安技術協会」についての先般、私どもから質問を出させていただいている項目等について御説明いただきたいと思います。

○寺村予防課長 前回以降お配りしました資料、日本消防検定協会設立から現在までの職員数とか検定料とか、これについての御説明をまずさせていただきます。

○鈴木主査 どうぞ。

○寺村予防課長 それでは、検定部門から。私は寺村でございます、8 月以降、小林から替わりました。よろしくお願いします。

職員数と検定料の推移でございますが、創立のときの昭和 38 年職員数は 52 人でございましたが、その後、増加いたしました、昭和 58 年の 100 人をピークに、現在 92 人でございます。

検定料の推移。これは、消火器、感知器を例に挙げておりまして、創立のときの昭和 38 年、消火器は 250 円でございますけれども、昭和 51 年に、このときに一番大幅な見直しをしたわけでありまして、500 円に上げて、それ以後、現在まで同じ水準を保っております。

問 2 の抜取り検査につきまして、抜取りのルール等でございます。

「 抜き取りのルール」は、消火器などは計数調整型抜取り検査の水準を定める日本工業規格 JIS Z 9015 に従い抜取り検査を実施しております。

これは「 a . 検査水準」、検定協会では通常、検査水準Ⅰを用いておりますけれども、これは検査費用でありますとか、ロット間の品質の均一性、あるいはロット内の品質の均一性などを考慮して定めております。

あるいは「 b . 検査のきびしさ」。これにつきまして、通常は「 なみ検査」からスタートすることとしております。

「 c . ロットの大きさ」。これは原則といたしまして、型式あるいはそれに類似した一

つのロットを考えてサンプルとしております。

次に、 の抜取りの検査率の全体のパーセンテージでございますけれども、これは先ほども申し上げましたように、企業ごとに「ゆるい検査」「きつい検査」あるいは「なみ検査」ということでいろいろ異なりますので、全体の検査率というのは異なっておりますので、一律には何％と言いきくところがございます。

「 抜き取り検査によって不合格となった事例はいくつあるか」ということなんですが、平成 16 年度におきまして、検査総数 379 万 661 個中、6,283 個が不合格になっております。

「 抜き取り検査が合格となったものについて不具合が発生した事例はいくつあるか」ということなんですが、これは火災の現場においては実際に不具合だったかどうかということがなかなかわかりかねますので、そういう事例は私どもは承知しておりません。もし、それが非常に致命的な欠陥で、不具合が発生していれば、消防などを通じて我々の方へ報告が来るものだと思っております。

前回以降の御質問に対する説明は、簡単でございますが、以上で終了いたします。

○鈴木主査 ありがとうございます。それでは、質問等ありましたら。

どうぞ。

○原主査 簡単のところからなんですが、検定料をずっと上げてきていっしょらない、ずっと 500 円なんですけれども、これの算定根拠みたいなものは特にあるわけではないということになるのかということと、それから抜取りのルールで「c. ロットの大きさ」と書かれている分なんですが、大体どれぐらいのロットの大きさになって、対象企業等により異なるというふうにもなっているんですが、もうちょっとイメージがつかめないかということ。

それから、不具合があった事例なんですが、数字で書かれているんですが、パーセントで教えていただくとイメージがつかみやすいと思いますので、よろしくお願いします。

○寺村予防課長 料金につきましては、それぞれ当初、勿論、算定してスタートしているわけでありましたが、その後の物価上昇、いろんなことを勘案しながら一品一品、一つひとつ計算して積み上げて出るものではなかなかないということで、全体的に経営を考えながら、少し安くしたり高くしたり等がございますので、一律に積み上げてこれですというのが、何となく形だけ整えればつくれないことはないんでしょうけれども、実態となかなか合わないということがございます。

不合格の率であります、0.2～0.3％というところがございます。

もう一点、実際のロットの数は品目ごとに随分違いますので、私は具体的な数字は承知しておりません。

○原主査 随分違うということではあるんですね。

○寺村予防課長 品目によっても違いますし、企業によっても違うと思っております。

○鈴木主査 いいですか。

どうぞ。

○原主査 もう一つ、実際の火災時において不具合が発生したということは承知していませんと書かれているんですが、非常に重大なものであれば消防から言ってくるだろうということなんですが、何かきちんとしたルートというんでしょうか、消防との間に持っていってしゃるということではないのでしょうか。

○寺村予防課長 消防は、火災現地調査を必ずいたしますので、その過程で延焼拡大したとか、あるいはうまく消えたというのは意外と、あと奏効例というのが来る場合がございます。スプリンクラーなど、百貨店などでよく火災ありますけれども、無事消えましたというのは耳にすることがあるんですが、余りスプリンクラーが働かなくて延焼拡大したというようなことであれば極めて重要ですので、多分、消防から上がってくるものだとは認識しております。

○担当者 補足いたしますと、火災報告というのがありまして、これはいろんな火災がありましたら消防署から各消防局、そして消防庁に上がってくる報告があるんですが、その中で消防用設備作動状況という項目がありますので、当然、各消防において、まずそれをチェックしますので、先ほど課長が申し上げましたように、もしそこに不具合があれば重大な事由ということで上がってくるシステムになっております。

○原主査 ただ、私は消防について調べたことがあって、消防のレベル、原因究明とか火災を消火するところのどういう状況であったかというレベルはかなり地域差があると思っております。東京消防庁はすごくレベルが高いんですが、地方に行くと火災原因を出していただきたいと言ってもなかなか出せない。

出せない理由は、やはりレベル差があると言われたことがありまして、そういう意味ではやはり明確に出せるという状況にあるのか、そのルートが確立できないということにあるのではないかという、実態は少しそういうこともあるのではないかと思います。

○寺村予防課長 小規模な消防本部でなかなか原因調査が難しいということは、ある程度、承知しております。

その中でも特異なものがあれば、現在、法律を改正いたしまして、消防庁長官が自ら原因調査ができるという規定になっております。平成 15 年からそういう法律に改正いたしまして、現に十勝のタンク火災とか、その消防本部が小さくても消防庁長官が派遣命令をして、消防研究所を中心に行くということにしておりますので、何か非常に疑問があれば、やはり我々が気付けば我々が自ら出ていくという体制にはなっております。そういうふうに改められております。

○鈴木主査 それでは、ほかになれば、危険物保安技術協会の方をお願いしたいと思います。

○梅原危険物保安室長 危険物保安室長の梅原でございます。

事前に「生活・ビジネスインフラWG」の方から、保安規制に係る質問事項を十数問いただいておりますので、これをまず御説明させていただきます。

1 つ目は、自主検査の導入でございまして、3 点ございます。

「（１）認定事業者にタンクの自主検査を認めていない技術的根拠」でございますが、ここ 10 年ほど危険物施設の事故件数はずっと増加傾向で推移してございまして、毎年のように過去最悪の記録を更新しているという状況でございます。

その事故原因をいろいろ分析してみますと、設備管理ですとか、人的な面での管理が不十分であるといった状況でございまして、現状で事業者における自主検査、自主保安が十分になされているという現状にはないと認識してございますので、自主検査制度の導入は困難であるという考え方でございます。

２つ目の、消防法認定事業者の事故事例の過去数年間の状況でございますが、平成 11 年にこの制度をスタートして、平成 12 年ぐらいから認定事業者となる事業所が出てきてまいっておりますが、平成 16 年末現在で若干増えてございますけれども、18 事業所についての平成 16 年までの事故状況を御説明いたしますと、認定をお取りになった後、火災が 9 件、漏えい事故 13 件といった状況でございます。

代表的な事例をその下に、火災、漏えいについて書いてございますが、工事管理ですとか、設備の管理、それから人的な面での運転管理などが原因になったものが多数であるという状況でございます。

３番目の、認定事業者の維持管理レベルがどの程度向上すれば自主検査が可能となるかという御質問でございますが、事業者自らが危険物施設の保安を行うという能力を広く保有されているということが必要であると考えておりますので、最初に述べましたように、危険物施設の事故件数が増加しているという状況では自主検査を認めるということは困難であると認識しております。

次に、行政が検査をしても事故が増加しているのであれば、行政の検査に原因があるのではないかと。また、事故の増加対策はどのように考えるかということでございます。

危険物施設の事故は、先ほど申しましたように、工事の検査等に問題があるということではなくて、人的な要因や腐食劣化等、管理上の、事業所の保安の不適切さにより発生しているという状況でございます。

これらに対しまして、私ども事業者、消防機関などが官民一体となって事故防止に取り組んでいくことが必要であるということで、ここ数年、各種の取組みを行っているという状況でございます。

次に、石油連盟からの御要望だったと思いますけれども、高圧ガス保安法認定事業者で、タンク事故の要因調査をしたところ、５年間で検査不備が要因となった事故はない。同様に、高圧ガス保安法認定事業者について、行政検査の不適合割合を調べた結果、１％程度であった。こういった状況から、自主検査の導入を認めないことに関連性は乏しいのではないかと御意見でございます。

先ほども申し上げましたように、危険物施設の事故は事業者の危険物の取扱い、あるいは維持管理における保安の問題があったということで発生しているものでございます。

また、消防機関におけます検査は事業者自らあらかじめ検査を行った後に消防機関が出

向いて検査を行っているわけですが、例えばタンク検査の状況にしましても、それでもなおかつ不適合が依然として同じように見つかっているという状況でございます。

自主検査というのは、単に検査を事業者が行える能力を持っているかどうかということだけではなくて、行政機関の関与がなくても、維持管理や運転における事業者自らの保安の確保が行えるという場合に認めるべきものであるというように認識してございます。

次に、経産省より、自主検査の導入後、認定事業者の保安水準が向上して、事故件数あるいは死傷者とも減少したというデータが表で出ておりましたが、こうしたデータから、屋外タンクにおいて増加している事故を抑制するための策として、自主検査を導入することは、検討に値するのではないかという御意見でございます。

経済産業省が作成しましたデータ、その前提条件が明らかでございませんので、私どもでコメントするというのは現状ではできません。

ただ、表に書かれている内容を拝見いたしますと「認定前事業所」のデータの範囲というのが過去 41 年であると、かなり高度経済成長期で、事故が多数発生していた時期を含めて事故の件数比較をされているのではないかと思います。こうした点が問題ではないかと思っております。

一番後ろにグラフを付けてございますけれども、私どもが公表されております高圧ガス認定事業所について、認定の後と認定の前とで、その事業所で抱えている危険物施設の事故の発生状況を比較したものがこれでございます。

高圧ガスの認定事業所において、認定前の危険物施設の事故の発生状況と、認定後の事故の発生状況は、およそ 7 割程度増加しているという状況にございまして、同じ事業所でございますから、片や高圧ガス、片や危険物で、管理のレベルにそんなに差があるとは思えませんので、全般的な事故の増加の状況を見ると、認定事業所が認定された後、事故が減ってきているというのは私どもは疑問と感じております。

次が、御質問の 2 枚目でございますが、タンクの開放検査周期の設定でございます。

認定事業者の余寿命予測技術というのが、肉厚測定を導入等により、データ精度が向上している。これは石油連盟さんの御指摘だと思います。「平成 15 年に、保安検査の開放周期を延長することができる措置を規定したところ」ということで、余寿命予測技術の向上によるところではないのか。タンクの余寿命予測手法が十分に確立されていないとする具体的な根拠を示していただきたい。

平成 14 年度までに業界からの御要望に沿いまして、私どもで 3 年ほど検討会を行って、調査研究を行いました。その際の結論としては、業界の方も、あるいは大学関係の方も入っていただいたわけですが、腐食要因は多数ございまして、それらの要因分析による腐食予測というのが、さまざまな設置条件にある屋外タンク全般を対象としたのでは、現状では、十分な精度が得られていない、まだかなり時間がかかるという結論でございました。そこで、こうした検討結果を受けて、腐食防止のための管理が極めて優秀な屋外タンクに限定して腐食予測手法を活用した開放周期の延長を平成 15 年に図ったという経緯

がでございます。

次に、取扱油種、管理によって余寿命は変化する。法律で一律に期限を決めるべきものではなくて、肉厚測定データ等の技術的知見に基づいて設定すべきものではないかということでございます。

こうした検討会の中でも整理されたことでございますが、屋外タンクの腐食量予測、特にタンク裏面の複雑な腐食環境に応じた腐食量予測の精度を上げていくためには、ここに書いたようなさまざまな問題点を整理していくということが必要であろうと思ってございます。石油連盟さんなどのデータ提供もいただきながら、こうした課題を整理していくことが重要であると認識してございます。

続きまして、重複規制でございます。

タンク以外の機器については、他法令の検査結果を活用しているという私どもの回答でございますが、ただ、石油連盟よりは、実態として、検査結果の活用はされていないに等しいという指摘があると。また、事業者は、高圧ガス保安法と労働安全衛生法が圧力を基準に重複を解消しているように、何らかの基準を設けて、消防法と高圧ガス、あるいは労働安全衛生法の重複を解消するように求めている。この重複規制についての見解ということでございます。

高圧ガスと危険物は、それぞれ異なる危険性を有する物品を規制の対象としてございまして、こうした異なる物性を有するものについては、それぞれの物性に応じた、危険性に応じた保安規制が必要である。このように認識してございます。

また、消防法と労働安全衛生法も、それぞれ法目的が異なるわけでございますから、その目的に応じた保安規制を適用することが必要であるというように考えます。

また、相互の検査結果につきましては、従来から活用できるように、それぞれ、私どもも関係機関に周知をしてございまして、石油連盟さんで、例えば高圧ガス保安法や労働安全衛生法の検査結果の活用が必要ということであれば、いつでもお申し出いただければ、消防機関でそのような対応ができるような仕組みになってございます。

続きまして、許可申請の簡素化でございます。石油連盟より「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」で検討されたが、各法独自に求める項目は削除することは困難との理由から、形式的な検討に終わったという御指摘があったということでございます。各法が求める申請内容の統一について、再度、検討すべきではないか。

この石油連盟さんがおっしゃっておられる「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」、これは平成 12 年に結論を出していると思いますが、大学関係の方、それから関係の事業者の方、消防機関を含めた関係機関、それぞれが一堂に会して、その時点でどういう問題があるかということを重ねの観点から整理をしたわけございまして、当然、前提としては各法個別に整理すべきものはそのテーブルには上がらないということは全員合意の上で、重複されている部分についての問題点を関係

の業界からその時点ですべて出していただいて整理を図った。このように認識してございます。

こういうことでございますから、新たな問題点が出てくるのであればそうした対応は可能かと思いますが、数年前の検討の中で一応すべての整理が図られたと認識してございます。

最後でございますが、保安規制の在り方についてということございまして、これも石油連盟さんからの御意見だと思えます。

「全体の系の状態を把握して判断することが重要であるが、縦割りの規制では不可能」「法律によっては、検査方法も規定されているため検査技術の進歩に追従できず、非効率的な検査を強いられている」「プロセスに適用される法律も1つが望ましい」という意見に対して、現状の規制が望ましいと考えるのか、その見解。また、事業者は長年法体系の一本化を望んでいるが、これについて見解をということでございます。

これまでも申し上げましたように、危険性を有する物品を扱う事業者として系全体の状態を把握した上で、安全対策を総合的に御検討される。これは当然だと思えます。ただ、それぞれの対象とする物品や法の目的に従って、それぞれ安全対策が定められており、それらを満足するように、全体としての安全対策を講じられるということは当然ではなからうかと思っております。

最後でございますが、保安規制の合理化について、今後も3省庁連携して取り組んでいく予定があるという回答であるけれども、保安規制に対する事業者の要望が多数ある中、具体的にどのように取り組んでいくか。

事業者の要望につきましては、これまでも具体的に規制改革などの中で御要望があったものについては対処してまいりましたし、先ほど申しました石油コンビナートの保安四法関係の重複排除の観点での全体的な打ち合わせの中でも抜本的に整理したと認識してございます。

なお、今後も具体的な問題があれば、お申し出の内容をこちらでも検討させていただいて、適切な対応を連携して図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○鈴木主査 どうもありがとうございました。質問ありましたら。

どうぞ。

○原主査 2点なんですけれども、一番最初に、この認定前と認定後ということで、認定後、事故が増えているということで、7割増というお話があったんですが、もう少し詳しく、どういう原因でというところまで分析をなさったのか。なさっているのであれば、少しそれをお聞かせいただきたい。

それから、認定を取り消すとかという要件は何か定められているのかどうか。もしも、その定め方によるところもあるかなとも思いますので、聞かせていただきたい。

一番最後に、3省庁で連携して取り組んできているというお話がありまして、その前の

段階でも検討を行ったというような御回答があるのですが、この前の段階で経済産業省関係のヒアリングをしたのですが、平成 12 年に各省庁集まって検討したというようなことがあるんですが、その後は何もやっていないような感じで前のヒアリングのところは終わっていますので、連携しておやりにやっていらっしゃるというので何か日常的なものがあれば教えていただきたいと思います。

○梅原危険物保安室長 認定前後での事故の増加要因でございますが、例えば代表的な例をそこで 4 例ほど書いてございますけれども、私ども、危険物施設の事故が増加したということで、全体が増加した要因についてもかなり詳しく調べてございまして、圧倒的に設備管理、それから人的な運転管理。こうした管理面に起因するところが、例えば火災で言うと 3 分の 2 以上でございます。漏えい事故でも同程度でございまして、漏えいの場合は特に腐食、劣化等の設備管理もかなりのファクターを占めているということでございます。ここの 4 例も、工事管理も含めて、設備管理、人的な運転管理がいずれも要因となっているものでございます。

認定の取消しは、私どもの中でも重大な事故を起こしたといった場合には取消しを行い得るという要件は定めてございます。

3 省庁の連携でございますけれども、平成 12 年で保安四法に関する重複の観点からの検討、整理が行われた後も、個々具体的な重複の御要望があれば、それに対応してきておりますし、実は一昨年、平成 15 年に大きな企業災害が続発いたしまして、社会的にも大きな問題となってございました。そのときに、経産省と厚生労働省と消防庁、3 省庁で、なぜこうした事故が続発するのかということで連絡会を設けまして、関係する事業者の取締役の方からもいろんなヒアリングをすとか、業界団体からいろいろ事故が増えている要因について聞き取りをするといったことで、今後の対応を整理いたしまして、一昨年の暮れに中間報告ということで、それぞれの業界で取り組んでいただきたいような内容というものを整理して事故防止を図っていこうということを連携してやってございます。

今後、重複の観点で、連携が必要な対応が御要望として出てくれば、逐次、対応を図ってまいりたいと思います。

○鈴木主査 この表は、高圧ガス保安法に基づく認定せられた事業者の認定前後の比較をしているというので、だから、経済産業省の出している、それは激減しておりますという表に真っ向から対立するものなのですね。

つまり、対象になっているのは、高圧ガス保安の設備については、なるほど、減ったのかもしれないけれども、我が方の石油タンクについてはぐんと増えていると言いたいのですね。

○梅原危険物保安室長 高圧ガスの事故は、それぞれの事業所でどう起きているかは、私ども把握できないものですから、私どもができるのは、高圧ガス認定事業所がホームページで公開されておりますので、その 80 ぐらいの事業所について認定前後で危険物施設の事故がどうだったかという洗い出しをしてみたところ、こういう結果になったと。私どもが、

事故が増えているという認識とほぼ同じような結果になっているということでございます。

○鈴木主査　そういうことは信じられますか。

さっきの経産省の説明では、いろいろな事故は一般論として増えているということは否定しないと。しかし、その中にはいろんな状況があって、例えば高度成長期につくったものの寿命が、かなり耐用年数が来ているというので、そういう問題もあれば、最近の傾向として、コンプライアンスの問題で、今まで現れざる事故も増えているという要因もトータルとしてはあるのではなかろうか。

しかし、その高圧ガスの認定事業者に関しては明確に半分に減っておりますと、うそ偽りはありませんと言いましたけれども、同じ事業者が消防の方に行くとこんなふしだらなことをやるというのは一体どういうことなのでしょう。

○梅原危険物保安室長　私どもは、高圧ガス保安法の認定要件は、単に高圧ガス設備の管理が適切に行えるかどうかではなくて、事業所全体としての管理が十分できるかという組織なり体制なり、こういったものがあるということを要件にされていると理解しておりますから、その事業所の中にある高圧ガス設備についての管理は適切にできるけれども、危険物についてはできないということはあると思うんです。

○鈴木主査　私もあり得ないと思います。タンクだけはほったらかしておくということはある得ないと思います。

○梅原危険物保安室長　ただ、先ほども疑問に思いましたのは、経産省さんが提出された事故統計の後の方の比較は、この制度が始まって以来の10年くらいでございますか。前の方が二十何年か、30年近くだったと思いますが、余り長く取ると、過去に非常に高い事故発生率からだんだん落ちてきているはずなんです。その、かつて、まだ保安規制が十分行き届いていないような高圧ガス保安の統計を取り始めて以来、すべての数を集計されているのではないかと思いますので、それが適当かどうかというのは疑問に思っております。

○鈴木主査　経産省のデータは、推定何年くらい前だと言いたいのですか。

○梅原危険物保安室長　比較をするのであれば、例えばこちらが10年であれば、前も10年くらいではないかとは思いますが。

○鈴木主査　どうぞ。

○大橋専門委員　私は2つほど。

まず、今日御回答いただいた資料の1枚目の(1)で、既に危険物施設の事故件数というのはいただいておりますか。もしいただいていないのだったら、ください。そして、そこに書いてあることで、2行目から3行目にかけて「施設の運転時における確認不十分や設備・機器の腐食などの維持管理の不十分さによって発生しているものがほとんどであり」と書いてある。

確かに、設備・機器の腐食などの維持管理の不十分さというのは、自主検査をするかどうかを考える上での一つのポイントになると思うんですが、その前に書いてある「施設の

運転時における確認不十分」というのは、ある意味でもオペレーションといいますか、操作に係るもので、もともと自主検査というものは何かを考えてみると、それは施設だとか、設備だとか、機器に対する法令適合性をチェックするというのが検査の意味だろうと思うんです。そこには、検査に含まれる意味としては操作、オペレーションの意味は余り入っていないと理解していますけれども、間違っていたら言ってください。

そういう意味では、確認不十分ということによって生じる事故というのは、自主検査にすべきかどうかを考える上でのこういう要素は除いて考えるべきだと思うんです。それが1つ。

2番目に、2ページに石連云々というような回答が書いてありますが、検査の実態を見ると、まず事業者が自主検査をして、そして記録を残す。そして、その記録をしたものについて第三者機関が残された記録を見たり、あるいは現地調査でサンプル的に抜き出して調査するというやり方が通常だと聞いております。

その場合に、第三者機関というのは、第三者機関の検査においてはだれが実質的に検査しているかといいますと、事業者は検査専門機関に検査を依頼して、自分で検査している。その検査専門機関が、第三者機関においても委託を受けて検査しているというようなのが実態だと承っておりますが、それが間違いだったらそれでそう言ってください。

もし、それが事実だとすれば、ある意味では検査するのは実質的に検査の専門機関が、事業者が行う自主検査でもしているし、あるいは第三者機関の検査においても委託を受けて行っている。こういうようなものであるならば、それは自主検査ということに任せていいのではないかと思うんですが、御見解はいかがなのか。

○梅原危険物保安室長 まず、1ページ目の最初の御質問でございますが、事故件数については後ほど御提出いたします。

確認不十分というのは、自主検査等は余り関連が薄いのではないかという御趣旨だと思いますけれども、そもそも自主検査制度の導入はどういう要件で行うのか。自ら検査を行う能力があるということで自主検査を認めるのかどうかといいますと、そうではないと私どもは思ってございます。

高圧ガス保安法の自主検査制度の導入も、どういう理由で行われたかと申しますと、当時の国会答弁などを見ましても、自主保安がどんどん進んで、全体として事故が減っている。その中で、更に自主保安を進める上でのインセンティブを与えるために、自主保安体制が確立している事業者に対して自主検査の制度を認めるんだというふうな目的で改正されたと認識してございます。

我々も、完成検査のような検査を行える能力がある。これも一つの要件ではございますけれども、それだけではなくて、自主的な保安対策が十分確立している。そういう事業者に対して、今、優良な認定事業所の制度を行ってございます。そうしますと、事故を起こしているというのは自主的な保安対策の一環である確認不十分のような対応も、十分取られていないがゆえに起きているんだろうと認識してございます。

2つ目でございますが、2ページ目で検査の実態でございますけれども、確かに事業者の方は自ら検査をされるということではなくて、検査機関などに委託されて、その記録というもので判断をされていると思います。

行政側の検査、あるいは危険物保安技術協会の検査につきましては、勿論、自主的にやりになった事前の検査結果、記録というものは活用させていただいておりますけれども、それに加えて、自ら現地に出向いて検査を行う。この際に、同じ検査業者に委託をするという実態はございませんで、溶接部の検査なり、板圧測定なりを現地で自ら確認して、その結果、検査記録と違うような内容が出れば、不適合箇所があれば不適合という判断をしている。

実際、石油連盟さんでも約1%というような御回答でございましたけれども、私どもが長年、危険物保安技術協会が行っているタンクの検査結果を見ましても不適合事例は1～2%程度、継続して出ている。これは非常に重大な問題だと認識しております。

○大橋専門委員 そこは、また議論していきたいと思いますが、続けさせていただいて、先ほど私が指摘した2ページの真ん中の部分です。

御回答の中の2番目ぐらいのパラグラフに「事業者自らの検査が適切に実施できてないために、消防機関による検査においても不適合が依然として発見されている」。こういうことについてのデータを知りたいんです。どのくらい出てきているのか。

○梅原危険物保安室長 これは、過去のデータがございますから、提出させていただきます。

○大橋専門委員 しかし、本当は、今、欲しかったんですけれども、つまり、ここにきちっと書いてあるものですから、当然データをお持ちだろうと思ったんです。

では、後ほどで。

○鈴木主査 どうぞ。

○福井専門委員 消防機関による検査で不適合が依然として発見されているのは、事業者自らの検査が適切に実施できていないためだというのはどういう意味ですか。

○梅原危険物保安室長 事前に、工事内容についての検査を御自分で当然おやりになっていると思うんです。それでおかしい点があれば、修正されていると思われます。

○福井専門委員 これは、あらかじめ事業者が自主検査をした後で消防機関の検査を受けることになっているんですか。

○梅原危険物保安室長 そういう仕組みではございませんが、勿論、いきなり検査を受けることで構いませんが、御自分のところで発注して工事をさせているわけですから、発注して工事をさせたという発注者としての責任で検査は当然おやりになっているのが実態だろうと思います。

○福井専門委員 本当にやっているんですか。

○梅原危険物保安室長 おやりになっております。

○福井専門委員 どういう検査をやっているんですか。要するに、消防機関の検査とはど

う違うのかということとはわかりますか。

○梅原危険物保安室長 タンクの板を張り替えるというような工事でございますと、まずは溶接部が問題でございます。適切な板厚の板で張られているかどうかということも問題でございます。そうしたところは、検査がされた上で私どもが。

○福井専門委員 消防機関の検査は、義務ですね。

○梅原危険物保安室長 義務でございます。

○福井専門委員 手数料は取るんですか。

○梅原危険物保安室長 取ります。

○福井専門委員 手数料を取って、言わば有料で検査してくれる義務的検査が後に控えているときに、あらかじめ自分の費用負担で別途やる者がどこにいるんですか。

○梅原危険物保安室長 やる必要はございませんけれども。

○福井専門委員 そういう問題ではなくて、要するに有料で、しかるべき権威ある機関、専門家の集団である機関がやってくれるということが、後に、制度的に必ず予定されているときに、あらかじめ、別途お金と手間と時間をかけて同じことをもう一回やろうとする人がどこにいるのかということです。いるわけではない。

だから、逆に言えば、後ろで担保されているときに前で、やらなくていいということを制度的に宣言しているのと同じですから、有料で、まさに義務的なものが後に控えているところで何か不具合が発見されたからといって、それはインセンティブもないし、権限も責任も与えられていない事業者が悪い、あるいは彼らの能力や資質が劣るということには全くなりません。

○梅原危険物保安室長 インセンティブといいますか、その点でいくと、例えば不具合がたくさん出ると、更に変更して工事をしなければいけない。かなり時間的なロスが生じるかとは思います。

○福井専門委員 しかし、問題は、だれの責任でやることになっているかという制度の枠組みの問題です。要するに、これを自主検査にするとどういうことになるかといいますと、後で有料にせよ、やってくれていた義務的なものがなくなって自分の責任でやらないといけない。だったら同じことかそれ以上のことをやります。

後ろの方で、お金まで取られてやらさせるのに、何であらかじめ二重投資する必要があるのかというのが、普通の、まともな事業者の真っ当な常識です。それを前提として考えていただかないといけないのに、あたかも、先ほどからの議論は、後ろの消防機関の検査で不具合が発見されるということは不まじめな事業者が不まじめな検査をやっているからだというのは、全くあさってのむちゃくちゃな議論だということを御指摘しているだけです。

○梅原危険物保安室長 私ども、決して事前の検査を義務付けているわけでもございませんし、自主的におやりになられているというのは実態であると。

○福井専門委員 だから、そこに責任をかぶせることがそもそも狂っていると申し上げて

いるんです。

○鈴木主査 経営者に対してといいますか、事業者に対してどうあるべきかの姿勢の問題なのです。全部検査しますなどということを使うから、自主性が育たないという問題は考えたことはあるのかということを知りたいのです。

いっぱいある、いっぱいあると言うけれども、現に危険物についてどれだけ増えたのかという問題について、数字は出てきていない。これを出してください。

○梅原危険物保安室長 データは提出いたします。

○鈴木主査 データを出してください。恐ろしく出ているということをまず証明してください。

それが、どうしてそういうふうになってくるのかといたら、これはどちらを信用してという議論はしないけれども、高圧ガスの方はそれが自主検査によって大きく変わったというのに対して、あなたは40年前のものと比べるのは卑怯だなどというようなことを言っているけれども、しかし、そういうふうに自主責任というのを持たせられたものが、要するに事故を起こしたら自分が大変だからというので責任を持つ。これが自主検査というものの基本的な物の考え方です。その道を奪っておいたら、それは垂れ流しだから不具合が起こっていく、これが世の中の普通の流れなのです。

だから、考え方を一遍変えてみて欲しい。何十年も言われている問題ですし、閣議決定では数年前から検査は自主検査に移行すべしということが言われているのですから、こういうことを我々は言っているのです。

それを、都合のいいようなデータをつくってきて、あるいは人のデータをブレードしておいて、自分のところは増えているから、自分のところはやる必要があると言って、しかも事故があるというのだったら、何のためにおたくは検査しているのかという話です。

○福井専門委員 関連して、もう一つ、お答えは後ほどで結構ですが、御質問の追加です。

事業者の自主検査というのをやっているのか、やっていないのか、わかりませんが、要するに消防機関の検査で何らかのミスがあったとして、不具合があったとします。その不具合が原因で事故が起きて、第三者等に対して損失、損害を与えたという場合に、この消防機関による検査の不具合に伴う国家賠償法上の責任を負うのか否か。

私は、常識的には負うと考えざるを得ないと思いますが、この場合に消防機関の検査のみのミスによって起きた事故について、事業者の自主検査なりで見逃したということについて、消防機関が事業者に求償できるのかどうか。これについて、法的見解を後ほど御教示いただきたい。

○鈴木主査 時間も限られていますけれども、ここに書いてあるけれども、おっしゃっておられるのは、法が別々にあって、省庁が別々にあってやっているのだから、それぞれの物の考え方違うから、別々にやる。こういうことを20年間繰り返しているというような気がしてなりません。

○梅原危険物保安室長 もともと、高圧ガスと危険物は全く異なる物品でございます。

○鈴木主査 法の目的と何の関係があるのですか。例えば、タンクが安全である、高圧ガスの機器が安全である。これはみんなの共通の問題で、当たり前のことなのです。

だけれども、消火のためという目的、あるいは高圧ガスの保安のため、ボイラーの安全のためなど、目的がそれぞれ違うと言う。それに、労働者安全という視点も加わる。そんなのは言葉の上の話であって、なぜそういうものが共通してやれないのかということです。

○梅原危険物保安室長 1つ申し上げますと、石油連盟さんが自主検査のところでたくさん御意見を言われているタンクに関しまして、他方、保安四法との重複というのは一切ございませんで、消防法に基づく危険物としての規制だけ。

○鈴木主査 だけれども、あなた方はそのときに、タンクだけとスペシフィックに指定して検査をやっているのではないのでしょうか。工場内の全部のもの、高圧ガスの機器も含めて、ボイラーも含めて検査の対象にして、そして高圧ガスのところは、この前もお聞きしたけれども、経産省、つまり高圧ガスの業界の検査結果を取り入れますというようなことをやっていると言っているけれども、その中で申請書だとか、添付書類だとか何とかというのは全部同じものを提出しないといけないのでしょうか。

○梅原危険物保安室長 そんなことはございません。タンクは、タンク単独の許可でございますから、タンクの検査の際に高圧ガスの検査をするということは一切ございません。これは消防法だけの検査でございます。

○鈴木主査 タンクだけしかやっていないというのはですか。

○梅原危険物保安室長 タンクの変更、設置に関しまして、あるいは保安検査に関しましては消防法単独でございますので、重複という問題は一切ございません。

○鈴木主査 では、高圧ガスだとか何とかのことについては何も聞かないのですね。

○梅原危険物保安室長 重複する部分は、恐らくプラントのある部分であろうと思われます。高圧ガスと危険物がともに扱われるような、石油精製プラントのようなところだろうと思います。

○鈴木主査 同じ場所の中でという意味ですか。

○梅原危険物保安室長 ある施設の設備の中で。

○鈴木主査 施設の中にタンクは必ずあるでしょう。

○梅原危険物保安室長 小さいタンクはございますけれども、ここで言うようなタンクは。

○鈴木主査 1万キロリットルでしたか。

○梅原危険物保安室長 それは全然、別のヤードにございますので。

○鈴木主査 そうすると、おたくはタンクだけを自分の領域だと言っているのですから、そのタンクは。

○梅原危険物保安室長 御指摘がタンクについてのものが多かったので、屋外タンクに関して申し上げれば重複は一切ないということでございます。

○鈴木主査 では、普通のあらゆる高圧ガスだとか、ボイラーをやっているところにはほ

とんど行かないというわけですね。大きなタンクというのは、その工場から離れているから。

○梅原危険物保安室長 危険物保安技術協会の業務としてはございません。

○鈴木主査 消防法では。

○梅原危険物保安室長 消防法は、その中で高圧ガスと危険物が同じ設備の中でともに扱われるという場合につきましては、危険物の部分についての許可、検査が市町村長でございます。

○鈴木主査 その割合は。例えば、1つのコンビナートを見たときには、危険物と高圧ガス、あるいはボイラーというものが混在している割合は。

○梅原危険物保安室長 他方で、重複されている設備がどの程度あるかということは数字としては承知してございません。

○鈴木主査 だから、ほとんどの事業者というのは消防の検査も受け、高圧ガスの検査も受け、そしてボイラーの検査も受ける。みんながそれぞれ同じような、例えば配置図とかというようなものから始まって、いろいろな器具について、それは高圧ガスの保安協会の自主検査で通っているだとかということを全部書いて、資料を全部添付しなくてはならないのがいかにも煩雑だということも一つの大きなクレームなのです。

○梅原危険物保安室長 書類の重複に関しましても、これまでもいろいろ御指摘を受けておりまして、申請に必要な書類とは基本的には危険物に関わる、危険物の技術基準の適合を見るための書類だけでございますから、そこに高圧ガス保安法の書類も併せて必要とするということではございませんので、そうした重複が生じないようにこれまでも注意喚起を行ってきておりますし、実態もそういう意味での重複はないと思います。

たまたま、設備の中で同じ反応槽が高圧ガスと危険物が共存しているというようなものについては、同じ図面が両方に提出されるということはある得ると思います。

○鈴木主査 それはどういう事例ですか。

○梅原危険物保安室長 石油精製プラントなどでは、かなりの圧力をかけて原油からガスやナフサ、あるいはほかの液体を取り出すわけでございますから、ガスと液体とが共存しているという場合はあり得ると思います。

むしろ、危険物施設が50万ございますけれども、そうした高圧ガス等の重複がされている施設というのはかなり限定的な、例外的なと申しますか。

○鈴木主査 では、ほとんどの場合にはおたくは要求していないということなのですね。危険物でなかったら。

○梅原危険物保安室長 例えば、2つの高圧ガス・危険物が両方存在し得るような取扱いを行うプラントであれば、両方の観点からそれぞれの必要な書類が分けて提出されることになると思います。ほかのものまで含めて、同じ書類を同じように出さなければいけないということではございません。

○鈴木主査 その重複するというのは、どんなケースか、どういうプラントなのかよくわ

かりませんけれども、そういうときこそまさに一緒にやったらいい、1つの主体によってやったらいい。

○梅原危険物保安室長　ですから、そうした重複し得る設備は、石油連盟さんが抱えられる設備の中にもございますので、そうしたところでの重複排除、あるいは合同の審査とかこういったものもできるという仕組みにしているんですけれども、なかなか事業者の方が動いていただかないというのが実態だろうと思います。

先ほども重複排除のための取組みがなされていないというような石油連盟さんの御意見でございましたけれども、これは他方の検査結果を活用するというのは仕組みとしてできるわけでございますから、他方、例えば高圧ガス保安法で検査を受けた後、消防法の検査を受けるというときに、高圧ガス保安法の検査済証といいますか、合格証のようなものをお持ちいただければすぐに活用できるということには、どこの消防本部もしているわけでございます。ただ、それは実態として事業者の方が活用されていないのではないかと思います。

○鈴木主査　認めないから。

○大橋専門委員　ちょっといいですか。

○鈴木主査　時間の関係もあるので、では1つだけ。

○大橋専門委員　先ほどの説明の中で、開放検査周期の設定の問題に関して、屋外タンクの余寿命予測手法が十分に確立されていないというのがそちらの御意見だったと思いますけれども、そうであるならば、現在、開放検査を行っている、例えば1,000キロリットル以上から1万キロリットル未満のタンクについて8年という開放検査周期を設定しているのはどういう根拠に基づいて8年という期間が設定されたんですか。

○梅原危険物保安室長　1万キロリットル未満は、消防の検査対象ではございませんので、検査対象になっているのは1万キロリットル以上でございます。

昭和49年に水島の瀬戸内海に重油が流出する事故というのがございまして、それまでは事業者の方はほとんどタンクの開放をしないというようなものも多く存在してございました。そのために腐食が進行したということで、なかなかタンクに関する技術的な知見も当時なかった。

スタートした当時は、5年ごとに開放するということでスタートいたしました。その後、時間が経過しますと、保安のレベルといいますか、事故の発生レベルがかなり下がってきたということもあって、原則8年。管理レベルが高いものは、事故の発生状況から見て最大10年という改正をいたしました。

この平成15年に、余寿命予測手法を一部活用してというときにも、また改めて事故の発生状況などを整理いたしまして、今度は最大10年から13年に延長するという、余寿命予測手法が活用できる範囲内で行うということで、過去の事故発生率がどの程度減少しているかということで、一歩ずつ知見を、例えば長くしても事故の拡大につながらないということを確認した上で、少しずつ我々が確証を得られるような関係の専門家の方とか、業

界の方等を集めまして、検討会を設けて、その中で合意された年数を設定していったらというのが現状でございます。

○鈴木主査 では、時間がありませんので、一番最初の一番重要な問題である自主検査の問題ですけれども、さっき言われたのは自主検査能力の有無の問題ではなくて、保安体制というものができているかどうかということをおっしゃった。

保安体制がすべてのプラントについてできていないということは私には信じられない。自分のプラントなのだから、消防で守ってもらうよりも、まず自分で守るのが当たり前のこと。したがって、そういうようなものは当然、その能力がある。そういうところから、そういうものに限ってスタートするのは当たり前のことで、高圧ガスだってあらゆる高圧ガスについては自主検査と言っているわけではない。これは当たり前のことです。そういうものに対して自主検査の道を開くということに対しては、異議はないですね。

○梅原危険物保安室長 現に認定されている事業者の中でも、実は私どものデータは正しいデータだと思っておりますが、認定されている事業者の中でも事故の自主保安のレベルというのは下がってしまっているんです。こういう状況の中では難しいと思っております。

○鈴木主査 だから、悪いポリシーは能力を悪化させるサンプルみたいなものですね。

認定というのは、どの程度まで認定しているのですか。何を認定しているのですか。自主検査を認定しているわけではないでしょう。

○梅原危険物保安室長 高圧ガス保安法も、我々の認定事業所制度も同様でございますけれども。

○鈴木主査 では、今の認定事業者の中でも増えているというのは、高圧ガスの業者ですか。

○梅原危険物保安室長 経産省さんのデータは、高圧ガスの認定事業者についてレベルが上がったという御主張でございましたので、我々はその同じ対象事業者について比較をいたしました。

○鈴木主査 だから、あなたが言っているのは、高圧ガスの認定業者でも消防の目から見るとどんどん墮落しているということを言いたいわけですね。

○梅原危険物保安室長 危険物施設の事故発生状況は、悪くなっているというのが実態でございます。

○鈴木主査 では、今度は消防の目で見てもよくなるように、それがたまたま高圧ガス事業者と合致するかしないかは別ですけれども、そういうもので自分の努力で自分のところを守るといふものを促進するといふものを、幾つでもいいですよ、スタートさせてみたらどうなのですか。なぜ消防庁だけで、しかも、この検査協会だけでやらないといけないのかということです。

○福井専門委員 基本的に、今、他律的な検査を求めるインセンティブを与えたままで事業者の検査能力が育っていないというのは、まるででたらめの議論ですから、その根本的なところについて、後ほどちゃんと文書で、理屈があるとお考えなら、わかるものをお

出してください。まず、そこがクリアできなかったら、今、おっしゃっているような議論はおよそ成り立ちません。

○梅原危険物保安室長 認定事業者についてのインセンティブについては、我々も努力してやっているというふうに。

○福井専門委員 だから、インセンティブの与え方が間違っているというのが私どもの先ほどの問題提起です。

○梅原危険物保安室長 そこは検討させていただきます。

○鈴木主査 では、検討してください。

どうぞ。

○大橋専門委員 認定事業者に自主検査をさせることができない理由として、そちらの方が挙げているのが近年といいますか、事業者の設備の点検、維持管理補修等のための投資額が減ってきているんだというような回答があったと思うんですが、これを裏付けるデータがあったら教えてください。

○梅原危険物保安室長 それは提出してございます。

ただ、私どもは、投資額が減っているからいかぬということを申し上げていたわけではなくて、投資額が減っているというのは、客観情勢としてはそういうものもありますということを申し上げました。やはり、事故の発生状況が一番の問題だと思います。

石油連盟の資料が何かをお出ししているんです。

○事務局 認定事業者に限ったデータですか。

○担当者 それは違います。

○事務局 私どもは、認定事業者に限ったデータということで求めていますので。

○鈴木主査 それでは、以上で終わりますが、また必要な質問は事務局から参りますので。

ただ、私がさっき申し上げたことをもう少し深く受け止めていただきたいのです。自分たちがやらないと言うとどんどんだめになるなど、およそ現在の物の考え方とは反しているのであって、自分で自立させるというのが、責任を持たせるという方向でやっていこうというのが今の基本の考え方ですから。

○梅原危険物保安室長 私どもも、その方向でいろんなインセンティブを与えるなりの仕組みというのを動かしておりますけれども、なかなか事業者の方が、むしろ結果としては悪い方向に行ってしまうので。

○鈴木主査 それは、あなたのところが自主検査を認めないからです。

○梅原危険物保安室長 自主検査を活用するという仕組みは認めてございますけれども、それで時間を短縮するとか、手続を簡素化することでのインセンティブを与えてはいるんですが、それでもなお。

○鈴木主査 要するに、口うるさいお母さんの下ではちゃんとした子どもが育たないと同じことです。

○梅原危険物保安室長 それは、結果をもう少し出していただかないと、やはり周辺に住

んでおられる住民の方も非常に不安であろうと思います。

○鈴木主査　でも、そんなに増えているのだったら、消防の検査の方がもっと周辺の人是不安である。

○梅原危険物保安室長　消防の検査が問題だというわけではございません。

○鈴木主査　まあ、いいです。では、どうも今日はありがとうございました。